『ヒートポンプ原理模型』の製作及び『ＷＥＢ講座』の映像制作に係る公募について

1．目的

現行のヒートポンプ原理模型をより集客力を高める形で更新するとともに、ヒートポンプ・蓄熱システムの解説映像を作成することにより、普及啓発事業の一助とする。

２．契約条件

（1）委託契約。

（2）採択予定件数

原則１件の予定とし、予算内で採択。

（3）事業実施期間

契約締結日から平成 24 年 3 月 22 日まで。

（4）成果物の納入及び支払い

業務完了に伴い成果物の提出、承認をもって検収とする。

３．応募資格

次の要件を全て満たしている民間団体等とする。

(1)「1.目的」を実施する能力を有すること。

(2)業務委託仕様書（資料１）に基づき企画書を作成・提出し、その内容を実施できること。

(3)当該委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

(4)当センターが本委託を推進するうえで必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。

４．公募期間

平成 23 年 12 月 20 日（火）～平成 24 年 1 月 18 日（水）17：00

５．提出書類

委託を希望する事業者は、公募期間内に以下の書類を提出すること。

期限までに到着しなかった申請書は、いかなる理由であろうとも無効とする。また、申請書類に不備がある場合も非審査対象とする。標準記入要領（資料２）を参照のこと。

①申請者概要書（様式 1）	<正 1 部、副 1 部>
②見積書	<正 1 部、副 1 部>
③企画書	<正 1 部、副 2 部>
④登記簿謄本又は印鑑証明（発行日以降３ケ月以内のもの）	<1 部>
⑤事業報告書及び収支決算書	<1 部>
⑥定款	<1 部>

ただし、④～⑥に関しては、過去2年間に当センターの業務を請け負ったことのある申請者は提出不要。

６．応募書類の提出先ならびに問い合わせ先

上記の定められた応募書類を持参し、公募の締切り日までに以下に提出すること。

【提出先ならびに問い合わせ先】

〒103-0014　東京都中央区日本橋蛎殻町 1-28-5　ヒューリック蛎殻町ビル 6 階

財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター　業務部　模型・映像担当　宛

ＴＥＬ：03-5643-2402

ＦＡＸ：03-5641-4501

7．審査

(1) 審査方法

審査は、原則として委託事業提案書及び添付書類に基づいて行うこととする。ただし、必要に応じヒアリングを実施するほか、追加資料を求める場合がある。

なお、審査の経過等に関するお問い合わせには応じない。

(2) 審査の観点

提案書の審査は、下記の観点で評価する。

①事業目的

・事業の目的及び目標は明確か。

②構成内容

・本委託事業の成果は普及拡大，認知度向上に資するか。（模型はデザインも重視する）

・提案内容が的確な企画となっているか。

③事業実施体制

・本委託事業を的確に遂行する実施体制となっているか。

・本委託事業に係る経理事務について、的確な処理能力があるか。

④価格

(3) 委託事業者の決定方法

委託事業者は総合評価によって審査し決定する。

8．注意事項

下記注意事項をあらかじめ了承のこと。

(1)受理後の提案書等は返却しない。

(2)提案書等に記載された内容については、委託契約締結の前提となるので、実現が確約されることのみ記載すること。採択を決定した後であっても、記載された内容に変更等があった場合は採択を取り消すことがある。

(3)提案書等に要した経費は、選定の成否を問わず支給しない。

9．その他

(1) 審査結果の通知

審査の結果については、後日、すべての申請者に対して通知する。また、通知方法は、電話、郵送、Ｅ－mail のいずれかとする。

なお、審査の結果は、当センターのホームページで公表予定。

(2) 契約締結

委託先決定後、企画内容を精査の上、契約締結を行う。

なお、契約内容については契約書案（資料３）を参照のこと。

以　上

（資料１）

業　務　委　託　仕　様　書

Ⅰ．件名　　『ヒートポンプ原理模型』の製作及び『ヒートポンプ・蓄熱ＷＥＢ講座』の映像制作

Ⅱ．業務委託内容

１．『ヒートポンプ原理模型』製作業務

（１）　仕様

①ヒートポンプが空調（暖房）に利用されていることを訴求すること。ヒートポンプの基本構成（圧縮機、凝縮器、蒸発器、ファン、膨張弁など）と、冷媒用圧力計、冷媒用温度計、装飾品などで構成され、実物同様に冷・温風が体感できるよう実運転が可能なものとすること（冷媒圧力・冷媒温度についても実物同等程度となるようにすること)。

②インパクトのあるデザインであること。

③一般層（子ども、主婦など）にもヒートポンプの特性が理解しやすいものであること。電飾等を用いて、「冷媒の流れ」、「熱の動き」等が直感的に理解可能なものとすること。

④家庭用コンセント（1φ100Ｖ　50/60Hz）が使用できること。

⑤イベント会場でも使用できるよう、キャスターを取り付ける等搬送に工夫をすること。

⑥冷媒の選定にあたっては、安全性、環境性、経済性などを考慮すること。

⑤運転中、停止中に周辺の人や物に危害が及ばないよう、十分な安全対策を施すこと。

⑥メンテナンスが容易であること。

※別紙現行ヒートポンプ原理模型においては、小型モニターが取り付けられているが、今回製作する原理模型においては仕様に含めなくともよい。

（２）その他

①完成図書として、納入仕様書（仕様表、外形図、電気配線図など)、取扱説明書を作成すること。

②納品前に、当センター職員立会いによる検査を実施すること。

③納品後１年間以内に、当センターが想定する使用状態及び正常な使用状態で故障した場合には、受託者の負担で修理を行うこと。

２．『ヒートポンプ・蓄熱ＷＥＢ講座』の映像制作業務

（１）内容

①当センターホームページ内のコンテンツである「ヒートポンプＷＥＢ講座」、「蓄熱ＷＥＢ講座」を併せたダイジェスト映像の制作を行うこと。

②ナレーションにより映像に解説を付すこと。

②「ヒートポンプＷＥＢ講座」、「蓄熱ＷＥＢ講座」併せて１０分程度とすること。

③リピート機能を付し、両講座の連続再生を可能にすること。「ヒートポンプＷＥＢ講座」、「蓄熱ＷＥＢ講座」それぞれ単独での再生も可能とすること。

④コピー可能とすること。

（２）その他

①成果物の著作権は当センターに帰属する。

②納品は、電子データのほかＤＶＤ－Ｒ１０枚とする。

Ⅲ．委託契約期間

契約締結後から平成２４年３月２２日

以　上

（資料２）

標準記入要領

『ヒートポンプ原理模型』の製作及び『ＷＥＢ講座』の映像制作業務申請者・業務概要書（様式１）は、すべてＡ４サイズ用紙とします。

①申請者

申請者となる企業・団体等について記入して下さい。

1.名称：申請者となる企業・団体等の名称を記入して下さい。

2.代表者役職・氏名：申請者となる企業・団体等の代表者の役職、氏名を記入して下さい。

3.所在地：申請者の所在地を記入して下さい。

②担当責任者

本事業への申請に当たり、当方との間で、窓口となる担当者について記入してください。

1.所属・氏名（ふりがな）：所属する部署名及び氏名を記入してください。漢字氏名のあとに（　）書きでふりがなを記入して下さい。

2.所在地：担当者の所在地を記入して下さい。なお、申請者所在地と同一の場合は、「同上」で結構です。

3.電話番号：代表・直通がある場合は、その旨も記入してください。

4.FAX 番号：FAX 番号を記入して下さい。

5.E－Mail：E－Mail アドレスを記入して下さい。

③申請企業・団体等概要

申請者がどのような団体であり、主にどういった事業を行っているのかを記入して下さい。

④事業実績

申請者が有する委託事業に関連する事業等の実績について記載して下さい。

⑤実施体制

本事業の実施体制について、リーダー並びに調査員等の所属及び氏名、リーダーの略歴、実施体制図等、その他の必要と思われる事項を記載して下さい。

⑥実施スケジュール

事業全体の実施スケジュールを具体的かつ明確に記載して下さい。

⑦その他

その他あれば記載して下さい。

以　上

（様式１）

『ヒートポンプ原理模型』の製作及び『ＷＥＢ講座』の映像制作業務
申請者・業務概要書

①申請者	名　　称	
	代表者役職・氏名	
	所在地	〒
②担当責任者	所属・氏名（ふりがな）	
	所在地	〒
	電話番号	
	ＦＡＸ番号	
	E－Mail	
③申請企業団体等概要		

④事業実績

○申請者が有する委託事業に関連する事業等の実績について記載して下さい。

⑤実施体制

○本事業の実施体制について、リーダー並びに調査員等の所属及び氏名、リーダーの略歴、実施体制図等、その他の必要と思われる事項を記載して下さい。

⑥実施スケジュール

○事業全体の実施スケジュールを具体的かつ明確に記載して下さい。

（記載例）

本年度の事業実施スケジュール表

年月日 / 項目	平成２４年		
	１月	２月	３月
１．・・・・・			
（１）・・・・・	→		
（２）・・・・・		→	
２．・・・・			
（１）・・・・・		→	→
（２）・・・・・	→	→	→
（３）・・・・・	→	→	→

⑦その他

○その他あれば記載して下さい。

以　上

（資料３）

業務委託契約書(案)

財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター（以下「甲」という）は○○○○○（以下「乙」という）との『ヒートポンプ原理模型』の製作及び『ＷＥＢ講座』の映像制作業務について、下記の通り、契約を締結する。

記

（業務内容・委託金等）
第１条　　甲が委託し、乙が受託する業務は、別添の仕様書の通りとする。

２．委託金　　金　○，○○○，○○○円（消費税込）

（業務完了義務）
第２条　　乙は、仕様書の記載にしたがって適正に業務を遂行し、期間内にこれらを完了させるものとする。

（指示）
第３条　　甲は、業務を適正、円滑かつ安全に遂行する為、仕様書に記載する主旨にそい、乙に指示する事が出来る。

（委託業務実施責任者）
第４条　　乙は、業務を実施するにあたり、乙を代表する業務実施上の責任者としての甲の承認を受けた委託業務実施責任者を置くものとする。
２．乙は、甲より理由を明示の上、業務遂行不適当と認められた責任者については、変更について協議に応じるものとする。
３．責任者は、仕様書において兼務を禁ずる旨を定めた時を除き、業務実施担当者と兼務する事が出来るものとする。

（業務内容等の変更）
第５条　　甲は、必要と認めたときは、業務内容及び期間の変更、又は工程の変更について乙と協議する事が出来る。

２．乙は、予め甲の承認を得て、工程を変更する事が出来る。

（業務の中止、打切り）
第６条　　甲は、必要と認めたときは、乙と協議し、甲乙の合意の上、本契約による業務の全部又は一部を中止又は打切る事が出来る。

２．業務の中止又は打切りにより、乙に損害が生じたときは、乙は甲に対し、その損害賠償を請求する事が出来るものとする。

（業務の促進）

第７条　　乙は、業務の遂行に遅延のおそれがあると認めるときは、速やかにその事由を詳細に甲に報告するものとする。

２．乙は、甲が前項の報告その他にもとづき業務の遂行に遅延のおそれがあると認められたときは、甲の指示に従い、業務の促進のため適切な措置をとるものとする。

３．前項の措置のため要した費用は、乙の負担とする。ただし、業務の遅延が乙の責任によらない事由に基づく場合はこの限りでない。

（検査等）

第８条　　業務が完了したときは、乙は遅延なく完了通知書を甲に提出の上、甲の仕様書の記載に基づいて所定の検査もしくは業務完了の確認を受けるものとする。

２．前項の検査もしくは確認に合格しなかったときは、乙は甲の指示に従い、その指示する日までに必要な補修を乙の費用で行ない、改めて所定の検査もしくは確認を受けるものとする。

３．前１項、2 項の検査もしくは確認に合格したときは、乙はただちに業務の目的物を甲に引き渡すものとする。

（委託金の支払い）

第９条　　委託金は第８条１項に定める検査もしくは確認を完了し、第８条３項の引渡しが完了した月の翌月の甲の所定の支払日に委託金を乙に支払うものとする。

（委託金の変更）

第１０条　　第 5 条の規定により業務内容、期間および工程を変更した場合は、委託金の変更に関して甲乙協議して定めるものとする。

２．第６条１項の規定により業務の中止又は打切りを行なった場合は、委託金の変更に関して甲乙協議して定めるものとする。

３．第１項の規定は、業務内容、期間もしくは工程の変更が軽微なものである場合は、これを適用しないものとする。

（所有権の帰属）

第１１条　　業務の成果である目的物の所有権は業務の進捗に従い、その時々の状態のまま甲に帰属するものとする。

（第三者の損害）

第１２条　　乙は、業務の遂行につき第三者に損害を与えたときは、自己の責任においてすべての損害を賠償するものとし、甲に一切迷惑をかけないものとする。

（契約の解除）

第１３条　　乙がこの契約にもとづく乙の義務の履行を怠ったとき、又はこの契約に違反したときは、甲は、この契約を解除する事が出来る。

２．甲は、前項により甲が被った損害を乙に請求する事が出来る。

（再委託等の禁止）

第１４条　乙は、業務の全部もしくは重要な部分を一括して、第三者に委託しないものとする。ただし、予め甲の承認を得た場合は、この限りでない。

２．乙が業務の一部を第三者に依頼するときは、予めこれを甲に通知するものとする。

３．乙が第１項のただし書きの承認を求め、又は前項の通知をした場合は、受託者の名称、経歴および依頼した業務の部分その他、甲の指示する事項を明示するものとする。

４．乙は、第１項のただし書きの承認を受け、又は前項の通知をした場合であっても、受託者又はそれらの被用者の行為につき、甲に対して一切の責を負うものとする。

（機密の保持）

第１５条　乙は、この業務の遂行により知り得た機密を第三者に漏らさないものとする。

（契約書等に定めのない事項処理）

第１６条　仕様書などに関する記載事項の解釈、重要な事項もしくは本契約、仕様書に定めのない事項については甲乙協議の上これを決定するものとする。

（合意管轄）

第１７条　この契約に関する訴訟の第一管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

以上、本契約の証として本書２通を作成し、甲･乙記名捺印の上、各１通保有する。

平成２３年　　月　　日

東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目２８番５号
ヒューリック蛎殻町ビル６階
甲　　財団法人　ヒートポンプ・蓄熱センター
専務理事　　林　　光　明

乙